



ひだかインフォメーション

市役所へのご連絡は
☎ 989-2111 FAX 989-2316

ホームページアドレス
<https://www.city.hidaka.lg.jp/>

お知らせ



令和2年分 年末調整説明会の中止

川越税務署では、源泉徴収義務者を対象に年末調整説明会を開催していましたが、新型コロナウイルス感染症拡大等を踏まえ、開催を中止します。なお、年末調整説明会の開催中止に伴い、代替措置等を国税庁ホームページに掲載しています。

問い合わせ 川越税務署
☎ 049-235-9411

第30回

ひだか郷土かるた大会の中止

令和3年1月に開催予定していた「第30回ひだか郷土かるた

大会」は、新型コロナウイルス感染症拡大による影響を踏まえ、開催を中止します。また、「第39回彩の国21世紀郷土かるた県大会」も中止となっています。

楽しみにしていた児童および関係者の皆さんには大変申し訳ありませんが、ご理解ください。ますようお願いいたします。

問い合わせ 日高市子ども会育成連絡協議会(生涯学習課内)
☎ 989-2111

サイボクの温泉「花鳥風月」の市民優待パスを配布

市では、(株)埼玉種畜牧場(サイボク)との健康づくり包括的連携協定に基づき、温泉施設「花鳥風月」で優待(平日限定)が受けられる「市民パスポート」を発行しています。有効期限は10月31日(出まででしたが、好評につき延長します。

優待内容

○大人1000円を800円

○子ども700円を650円

申請方法 本人が市民であることを確認できるもの(運転免許証など)

申請場所 保険年金課(1階③番窓口)、保健相談センター、文化体育館「ひだかアリーナ」、各公民館、高秋出張所

※現在市民パスポートをお持ちの人は、入館時に更新します。

問い合わせ 政策秘書課企画調整担当



11月は「いじめ撲滅強調月間」

県は、11月を「いじめ撲滅強調月間」に制定し、いじめ根絶に集中的に取り組んでいます。いじめを受けていたり、気が付いたりしたら、一人で悩まず相談してください。

よい子の電話教育相談(毎日24時間対応)

○18歳以下の子ども用

☎ 0120-86-3192

○保護者用

☎ 048-556-0874

○電子メール相談

☐ soudan@spec.ed.jp

問い合わせ 県青少年課

☎ 048-830-2907



コバトン

日高市成人式



成人になられた皆さんの前途を祝し、成人式を開催します。

※会場内での社会的距離確保のため、ご家族は入場できません。

日時 令和3年1月10日(日)

午前10時受け付け、11時式典開始

場所 文化体育館「ひだかアリーナ」

※市役所駐車場をご利用ください。

対象 平成12年4月2日から13年4月1日までに生まれた人

※11月中旬頃に案内状を送付します。

問い合わせ 生涯学習課生涯学習担当

新たに受給対象となる人に 年金生活者支援給付金の 請求書が届きます！

ね・ん・き・ん
三二知識
保険年金課
国民年金・医療費担当

年金生活者支援給付金は、年金を含めても所得が低い人の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。給付金を受け取るには、請求書の提出が必要です。令和2年度より新たに給付金の支給の対象となる人には、10月中旬ごろより順次、日本年金機構からお知らせとはがき形式の請求書をお

届けしていますので、忘れずに提出してください。また、これから年金を受給する人は、年金請求手続きと併せて請求書を提出してください。

なお、令和3年2月1日(月)までに請求手続きを完了すると、令和2年8月分からさかのぼって受け取ることができます。請求書が届いたら早めに手続きをしてください。

※詳しくは基礎年金番号を用意の上、所沢年金事務所または給付金専用ダイヤルへお問い合わせください。

問い合わせ

○所沢年金事務所

☎ 04-2998-0170

○ねんきんダイヤル

☎ 0570-05-1165

犬の狂犬病予防注射は お済みですか

生後91日以上の子犬を飼っている人は、犬の登録と年1回の狂犬病予防注射を受けさせなくてはなりません。

お済みでない場合は、動物病院等で予防注射を済ませ、注射済証と注射済票交付手数料（1匹あたり550円）を左記へお持ちの上、注射済票の交付を受けてください。市と協定を締結している動物病院ではその場で注射済票の交付が受けられます。

なお、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、狂犬病予防注射の接種期限を12月31日（木）までに緩和する特例措置を設けています。

問い合わせ 環境課生活環境担当



武蔵高萩駅北地区地区計画 および生産緑地地区の変更 に係る案の縦覧

武蔵高萩駅北地区地区計画お

よび生産緑地地区の変更について、都市計画法第17条第1項の規定に基づく案の縦覧を行います。

縦覧期間 11月9日（月）～24日（火）
時間 午前8時30分～午後5時15分（土・日曜日および祝日を除く）

※縦覧する案に対して意見（賛成・反対）のある場合、住民および利害関係人は、縦覧期間満了日までに意見書を提出することができま

縦覧場所・問い合わせ 都市計画課計画推進・企業誘致・住宅政策担当



やっぱり、家族っていいね

生命を次代に伝え育んでいくことや、子育てを支える家族と地域の大切さを再確認するため、11月第3日曜日を「家族の日」、11月第2日曜日から第4日曜日の前日までを「家族の週間」として、家族の絆の再確認を呼び掛けています。

家族の日 11月15日（日）

家族の週間 11月8日（日）～21日（土）

問い合わせ 子育て応援課子育て応援担当（1階⑥番窓口）



飯能警察署からのお知らせ

振り込め詐欺の最大の防犯対策は「犯人と話をしない」ことです。話をしてしまうと、動揺して相手のペースに乗せられてしまいます。被害に遭っている人の大半は、詐欺の手口を知っているにもかかわらず騙されています。

○在宅中も常に留守番電話設定（犯人は録音を嫌います）

○身に覚えのない料金を請求する「はがき」や「電子メール」に書かれている連絡先には電話しない

問い合わせ 飯能警察署生活安全課 ☎972-0110



11月9日～15日は秋季全国火災予防運動 「その火事を 防ぐあなたに 金メダル」

市内では、今年1月から8月末までに、建物火災5件、その他火災7件の計12件の火災が発生しました。尊い生命や財産の損失を防げるよう、3つの習慣と4つの対策を行いましょう。



3つの習慣

- 寝たばこは絶対にやめる
- ストーブは燃えやすいものから離して使用する
- ガスこんろなどから離れるときは、必ず火を消す

4つの対策

- 住宅用火災警報器を設置する
- 寝具、衣類およびカーテンは防災品を使用する
- 住宅用消火器等を配置する
- 隣近所との協力体制をつくる

防火訪問による普及啓発活動を実施します

飯能日高消防署では、満80歳の1人暮らしの世帯を対象に防火訪問を行います。

期間 11月上旬～令和3年1月末日

実施内容 本年度は、職員が直接関係資料等を投函します。

住宅用火災警報器の設置

全ての住宅で住宅用火災警報器（火災を知らせる設備）の設置が義務付けられています。既に設置している人は、1か月に1度を目安に点検しましょう。

本体を設置してから10年以上経過している場合は、本体の交換を推奨しています。また、住宅用火災警報器はホコリが入ると誤作動を起こす場合があります。定期的に掃除を行いましょう。

気を付けて悪質販売！

消防署職員が住宅用火災警報器や消火器を訪問販売することはありま

問い合わせ

飯能日高消防署予防指導課
☎974-7221